

議 事 録

日 時	令和6年11月26日（火）18時00分～19時00分
場 所	文化センター 大研修室
参加者	県南農林事務所地域農業振興課長佐藤、JA 夢みなみ藤田、 農業委員会事務局長鈴木、係長白土、主事蓮見、産業振興課長相川、課長補佐兼係長鈴木、 専門主査兼農政係長奥山、主事鈴木、主事金澤、主事小高、策定員鈴木
議 題	地域計画策定に係る説明会（南部地区）
由井ヶ原・川谷地区、芝原・一の又・上上野原地区、黒川・大清水・稗返・大平・上野原地区、山下・中島・上新田・下新田地区 1 耕作者出席数 27名 2 内容 ① 地域計画（素案）について 計画区域設定及び目標地図素案並びにスケジュール 資料1－1により説明（奥山係長） ・ 区域については、村内を「北部」「中部」「南部」に分ける。（資料1、P2） ・ 農業振興地域農用地区域の農地を計画に位置付ける。用途地域（市街化区域）を除外する。 ・ 多面的機能活動組織（由井ヶ原守る会、堀川源流イン芝原保全会、谷津田川源流保全会、小田倉水利組合、山下・中島耕地組合）の計画を記載する。 ・ 地域内の農業を担う者として、認定農業者及び認定新規就農者を中心に、将来耕作面積を拡大する意向のある農業者等を位置付ける。 ・ 今後のスケジュール 2月上旬地域計画目標地図（案）の説明会実施 2月下旬地域計画（案）の公告（縦覧2週間） 3月地域計画の策定・公告 質問、意見等なし ② 令和7年4月以降の農地の貸借について 資料2により説明（鈴木局長） ・ 農業委員会での相対の農地の貸借については、令和7年3月17日（総会）までに決定されたものであれば、4月以降も有効である。但し、手続き上令和7年2月21日（金）までの受付分まで。 ・ 12月号広報紙で、今後の農地の貸借について通知する。 ・ 所有する全ての農地（10a未満の自作地除く）を貸し付けした場合は、税制の優遇措置が適用される。貸し付けた農地の固定資産税が1／2に軽減（10年以上の貸付で3年間、15年以上の貸付で5年間軽減） ・ 農地バンク手数料 出し手と受け手から賃料の1％相当の額（1契約当たり最低800円から最高8,000円） 質問 1. 農地の売買・転用の手続きはどうなるのか？ →地域計画の除外と農振の除外が必要になる。農業委員会にて対応する。 2. 農地の相続や登記が難しいときは、村で何とかできないか？ →相談にのることはできるが、あくまでも相続権利のある方で決めてもらいたい。 3. 農地バンクの借手（担い手）は、農業経営の確認や審査を行っているのか？ →貸し手と借り手の合意で貸借しているため、行っていない。	

4. 農地の貸し借りを農地バンク経由でする場合、賃借料の金額は決まっているのか？
→基本的には、貸し手・借り手の話合いで検討の上、設定してもらう。

意見

なし

3その他

現況地図を見ながら各自協議、検討。

以上